

令和元年度定期監査結果報告

1 監査の対象

本年度の定期監査は、各部等及び各行政委員会のうち、次に掲げる課、所など（以下「各課等」という。）を対象として実施した。

総務部	総務課、財政課、契約検査課、税務課
企画部	総合政策課、地域情報課、市民活力推進課
市民福祉部	福祉課、子育て支援課、長寿いきがい課、市民保険課、健康づくり課
環境産業部	環境衛生課、商工港湾課、観光振興課、林業木材振興課、農業振興課、ねぎ課
都市整備部	都市整備課、道路河川課、公営企業管理課、上下水道整備課
二ツ井地域局	総務企画課、市民福祉課、環境産業課、建設課
会計課	
議会事務局	
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会事務局（教育部）	教育総務課、能代教育事務所、学校教育課、生涯学習・スポーツ振興課

2 監査の期間

前期定期監査 (実地監査)	平成31年4月3日から令和元年6月7日まで 令和元年5月8日(市管理施設)
中期定期監査 (実地監査)	令和元年7月1日から令和元年9月20日まで 令和元年8月7日(学校施設)
後期定期監査 (実地監査)	令和元年10月11日から令和2年1月31日まで 令和元年10月16日(公金管理) 令和元年11月21日(災害時に必要な物資の備蓄及び管理状況)

3 監査の範囲

本年度の定期監査は、監査の対象とした各課等の令和元年9月末日までに執行された事務事業について、下記の事項を主眼として実施した。

また、監査基本計画に沿って、公用車の管理及び利用状況等について、災害時に必要な物資の備蓄及び管理状況について、事務事業のリスク管理について、並びに公金管理の状況については行政監査的要素を取り入れて監査を実施した。

監査の実効性を確保するため、指摘事項に対する改善状況について、適宜、報告を求め、場合によっては、関係職員から説明を聴取した。

- (1) 予算の執行状況について
 - ① 予算流用及び予備費充用について
 - ② 支出手続について
 - ③ 契約事務について
- (2) 収入事務について
- (3) 現金の取扱いについて
- (4) 施設の管理状況等について
- (5) 公用車の管理及び利用状況等について
- (6) 災害時に必要な物資の備蓄及び管理状況について
- (7) 事務事業のリスク管理について
- (8) 公金管理の状況について

4 監査の方法

監査の対象とした各課等の財務に関する事務の執行について、提出された定期監査資料に基づき、関係諸帳簿等を調査・照合したほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

- (1) 予算の執行状況について
 - ① 予算流用及び予備費充用について
財務会計システムからデータを取り出し、内容の確認を要するものについて、関係課へ照会し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

②支出手続について

課ごとに、科目を抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査・照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

③契約事務について

課ごとに、契約事務を抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査・照合し、必要に応じて関係担当職員から説明を聴取した。

(2) 収入事務について

課ごとに、調定票、領収済通知書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査・照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

(3) 現金の取扱いについて

課ごとに、申請書類、関係台帳、領収済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査・照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

(4) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、利用状況、使用許可等の取扱い等について、関係簿冊等を調査し、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

また、市が管理している施設等の中から数箇所の施設を抽出し、維持管理等について関係職員から説明を聴取し、実地にて監査を実施した。

(5) 公用車の管理及び利用状況等について

各課等が保有する公用車について、管理状況や稼働率、走行距離、事故の発生状況等について調査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

(6) 災害時に必要な物資の備蓄及び管理状況について

災害時に必要な備蓄品の在庫数や品質管理及び発電・照明機材の維持管理の状況について、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実地にて監査を実施した。

(7) 事務事業のリスク管理について

各課等で業務マニュアルが作成されている事務事業から対象事務事業を抽出し、業務を遂行していくうえで発生しやすい事務処理上のリスクやその予防策について認識があるか等について調査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

(8) 公金管理の状況について

現金の取扱いを行っている施設から数箇所の施設を抽出し、現金取扱マニュアルに沿って取扱いが行われているかについて、関係職員から説明を聴取した。また、実効性を確保するため、あらかじめ通知せずに実地にて監査を実施した。

5 監査の結果

今年度は、前期定期監査において「市管理施設の維持管理」について実地にて監査を実施したほか、「事務事業のリスク管理」では、各課で行っている事務事業を対象に、事務処理ミス等の事前予防の観点から、事務事業のリスク把握とその予防策の状況等について監査を実施した。

中期定期監査では、「学校施設の維持管理」について実地にて監査を実施したほか、「公用車の管理及び利用状況等」では、公用車の管理状況や稼働状況等について監査を実施した。

後期定期監査では、例年実施している簿冊等の財務監査に加え、各地で地震や大雨等による災害が発生し、避難所を開設する機会も多いことから、「災害時に必要な物資の備蓄及び管理状況」について実地にて監査を実施した。また、現金取扱マニュアルに基づいて「現金等の取扱い」が行われているかについて実地にて監査を実施した。

監査の結果、令和元年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。その他の軽微な誤り等は、講評の際に、改善と職員への周知を要望したので記述は省略した。

I 公用車の管理及び利用状況等について

市が保有する公用車の管理状況や稼働状況等の確認を行い、公用車が適正かつ効率的に管理されているか、及び公務で私用自動車を使用する場合の手続きは適正であるかについて監査を実施した。

監査の結果、概ね適正であると認められた。今後も引き続き適正な管理に努められたい。また、交通事故の防止を目的に安全運転講習等の対策を実施しているが、これについても引き続き適切な措置を講じられたい。

II 災害時に必要な物資の備蓄及び管理状況について

災害時に必要な物資が備蓄され、適切に品質管理されているか、及び発電・照明機材について適切に維持管理されているかについて、第四小学校備蓄庫、市民プール前備蓄庫及び新庁舎備蓄庫の3箇所について実地にて監査を行った。

監査の結果、第四小学校備蓄庫と市民プール前備蓄庫については、適切に管理されているものと認められた。備蓄品の品目や数量が最も多く保管されている新庁舎備蓄庫については、発電・照明機材の管理については適切であったが、備蓄品については、いずれの品目も目標備蓄数は確保されていたものの、在庫リストの更新が年1回のため、在庫リストの在庫数と実在庫数が一致しない備蓄品があった。また、備蓄品は、段ボール等で積み置きされているため、段ボールの中身や数量がすぐに確認できないものも見受けられた。

災害時には防災危機管理室以外の職員も備蓄品の搬出業務に携わることになる。新庁舎備蓄庫に収納棚を設け備蓄品の整理を行うなど、災害時の搬出が速やかに行えるよう管理状況を改善されたい。

Ⅲ 事務事業のリスク管理について

事務処理ミスの発生の事前予防の観点から、事務事業のリスク把握とその予防策への認識やそれらの内容が適切であるかについて監査を実施した。

監査の結果、監査対象とした事務事業において、リスクの把握やその予防策についてはほぼ認識されており、それらの内容についても概ね適正な状況にあった。しかし、多くの事務事業において、リスクの把握やその予防策への認識は、事務担当者レベルの認識に留まっており、それらが業務マニュアルに記載されておらず、職員間でリスク等の認識を共有できる状況には至っていないことが確認された。

事務処理上、ミスの発生が重大な結果を招くと想定される事務やミスが発生しやすい事務については、業務マニュアルにリスクと予防策を明記し、「リスクの可視化」を図るなど、事務処理ミスが発生しにくい環境の整備に努められたい。

また、業務マニュアルが作成されていない事務についても、その事務の重要性やリスク等を勘案し、必要なものについては早急に業務マニュアルの整備に努められたい。

Ⅳ 公金管理の状況について

「現金等の取扱い」が現金取扱マニュアルに基づいて適正に行われているかについて、事前通知せずに出先機関2箇所を実地に監査した結果、概ね適正に行われていた。

また、公金管理適正化委員会においても「能代市公金管理適正化計画」に基づき、現金取扱マニュアルのとおり事務執行がなされているか現地調査を行っていたことを確認した。今後も公金の適正管理を徹底するため、継続した取組を望むものである。

Ⅴ 契約事務について

契約事務について監査したところ、随意契約を締結している各課が行う契約手続のうち、随意契約の理由書の記載理由が不十分で、その要件の適合性を判断できないものが見受けられた。随意契約により契約を締結する際は、随意契約の理由書が法令等の要件を満たしているか十分に確認されたい。

また、随意契約の要件は満たしているものの契約内容、履行期限、契約金額等が同一又は類似の契約が、個別・複数回にわたり同一業者と締結されているケースがあった。

これらの随意契約は、1本の契約にまとめることによって、契約金額の削減や契約事務の効率化が期待できるものである。契約方法の決定にあたっては、競争性、経済性、透明性等の観点から十分に検討のうえ決定するよう留意されたい。

VI 予算流用、予備費充用の状況について

予算流用及び予備費充用について、事由の妥当性等の検証を行った結果、いずれも突発的かつ緊急を要するものと認められた。

各課等の監査の主な内容、監査結果等は、次のとおりである。